

揖斐川町定員管理適正化計画

【令和 7 年度～令和 1 6 年度】

令和 7 年 3 月

岐阜県揖斐川町

目 次

- 1 はじめに
- 2 今までの取組みと職員数の現況
- 3 類似団体との職員数の比較
- 4 計画策定にあたっての基本的な考え方
- 5 令和7年度～令和16年度の定員管理適正化計画の内容

1 はじめに

平成 17 年 1 月 31 日に、揖斐郡内の 6 町村（揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村）が合併して誕生した揖斐川町は、行政区域だけでなく組織、職員数ともに大きな自治体となりました。

合併に際し策定された「合併まちづくり計画」の中で、合併の効果として 10 年間で職員数を 100 人削減できるという数値が示され、これに基づき平成 17 年から平成 26 年までを計画期間とした「揖斐川町定員管理適正化計画」を策定しました。

この計画に基づき定員管理に取り組んだ結果、目標年度においては、117 名の削減を達成することができました。

その後、平成 27 年から平成 36 年（令和 6 年）までを期間とする新たな「揖斐川町定員管理適正化計画」を策定し適正な職員数の確保に努めてきましたが、全国的にも地方公務員数が減少する中、新規応募者数の伸び悩みや他の自治体への転職等により、目標定員を下回った状態が続いており、計画終了年度においては、目標定員数より 26 名少ない状況になると見込んでいます。

近年自治体の業務は、多様化する社会問題や新たな地域課題によって、対応すべき分野が拡大している中、個に応じたよりきめ細かい住民サービスも求められています。

更に、新型コロナウイルス感染症対策や多発する自然災害への対応などによる長時間労働によって、職員の負担が増大し、本来の業務に支障が生じる場面も発生しています。

こうした状況の中、地方自治体においては、デジタル技術の活用によって、行政事務のより一層の効率化とサービスの向上を図るとともに、令和 5 年 4 月から導入された定年引上げに伴い、高齢職員の知識、経験、技術等を活用しながら、量的にも質的にも拡大する行政需要に対し、限られた人員で効率的かつ的確に対応していくことが求められています。

今回、これからの 10 年を見据えた新たな計画を策定し、必要とされる適正な職員の定員管理に取り組みます。

2 今までの取組と職員数の現状

平成 17 年度から令和 6 年度までの、10 年間ごとの定員管理適正化計画においては、職種ごとに以下の事を基本方針として取り組んできました。

①一般職

- ・将来の揖斐川町を担う職員確保のために、年代バランスを勘案した採用を進めます。
- ・組織の見直しや外部施設のアウトソーシングなどを積極的に推進し、人員の削減を図ります。
- ・事務事業見直しによる業務の整理統合や、アウトソーシングが可能な業務の仕分けを行い、業務の合理化による定数削減を行います。

②保育士

- ・少子化の進展する中、園児数の減少が見込まれる一方で、延長保育や乳幼児保育などの住民ニーズは逆に増加しています。このため施設の統廃合や民営化、アウトソーシングを検討しつつ、不足する保育士の確保に努めます。

③保健師

- ・高齢化が進展する中で、在宅医療などの需要が高まることが予測されます。また、子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、保健師の需要は高まってくると考えられます。このため、適正な年齢構成も踏まえながら、計画的な採用を検討していきます。

④社会福祉士

- ・地域包括支援センターを運営するうえで、介護保険法施行規則に則り必要な職員の確保に努めます。

⑤医療職

- ・医療職については、退職不補充を基本として、診療施設のアウトソーシングや統合、オンライン診療や移動診療、業務の民営化を進めます。

⑥技能労務職

- ・基本的に施設の民営化や業務のアウトソーシング、会計年度任用職員の活用による退職者不補充、配置転換などにより職員数の削減を図ります。

以上の事に取り組んだ結果、下表のような実績となりました。

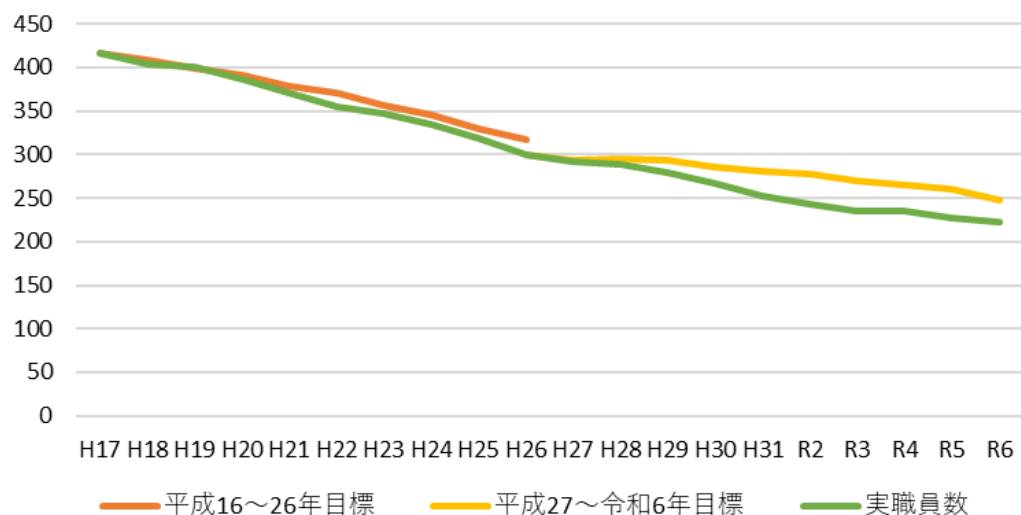
	一般職	保育士	保健師	社会 福祉士	医療職	技能職	計
平成 17 年	276 名	52 名	11 名	0 名	13 名	65 名	417 名
平成 18 年	268 名	49 名	11 名	0 名	12 名	64 名	404 名
平成 19 年	264 名	52 名	11 名	0 名	11 名	63 名	401 名

平成 20 年	259 名	50 名	11 名	0 名	12 名	54 名	386 名
平成 21 年	253 名	48 名	11 名	0 名	11 名	47 名	370 名
平成 22 年	243 名	48 名	12 名	0 名	11 名	41 名	355 名
平成 23 年	239 名	50 名	12 名	0 名	11 名	35 名	347 名
平成 24 年	231 名	49 名	14 名	0 名	11 名	29 名	334 名
平成 25 年	221 名	48 名	14 名	0 名	11 名	25 名	319 名
平成 26 年	209 名	48 名	14 名	0 名	10 名	19 名	300 名
平成 27 年	201 名	51 名	15 名	0 名	9 名	16 名	292 名
平成 28 年	197 名	52 名	15 名	0 名	9 名	15 名	288 名
平成 29 年	193 名	49 名	15 名	0 名	8 名	14 名	279 名
平成 30 年	187 名	48 名	15 名	0 名	8 名	9 名	267 名
平成 31 年	175 名	47 名	15 名	0 名	6 名	9 名	252 名
令和 2 年	169 名	44 名	15 名	0 名	6 名	9 名	243 名
令和 3 年	169 名	39 名	14 名	1 名	5 名	7 名	235 名
令和 4 年	170 名	38 名	14 名	1 名	5 名	7 名	235 名
令和 5 年	167 名	35 名	13 名	1 名	5 名	6 名	227 名
令和 6 年	159 名	38 名	13 名	1 名	5 名	6 名	222 名
目標値	174 名	54 名	14 名	0 名	2 名	4 名	248 名
目標値に 対する 増減数	▲15 名	▲16 名	▲1 名	+1 名	+3 名	+2 名	▲26 名

※ いずれも 4 月 1 日の職員数

※ 町職員数のみの数値のため、給与実態調査等との職員数に相違があります。

職員数の推移



3 類似団体との職員数の比較

他の自治体との職員数を比較する場合、一般的には人口と産業構造により全国の自治体を類型別に区分した「類似団体別職員数の状況」の数値が用いられます。

この数値を基礎に、人口 1 万人当たりの普通会計に属する職員数が比較されますが、令和 5 年 4 月 1 日時点の揖斐川町の数値は 110.05 人で、類似団体の平均数値の 99.31 人を上回っています。

区 分	比 較	住基人口	普通会計職員数	人口 1 万人当たりの職員数
IV－1	全体（32 団体）	555,118 人	5,513 人	99.31 人
	揖斐川町	19,536 人	215 人	110.05 人

また、県内の町の状況は以下のとおりです。

団体名	住基人口	普通会計職員数	人口 1 万人当たりの職員数
御嵩町	17,775 人	136 人	76.51 人
神戸町	18,577 人	147 人	79.13 人
揖斐川町	19,536 人	215 人	110.05 人

揖斐川町は 32 団体中 11 番目に職員数が多い団体となっており、平均より少し多い中位に位置しています。

しかし、類似団体の比較は、人口と産業構造のみの分類であり、面積や地勢、合併の有無といった要件は加味していません。

揖斐川町は 6 町村が合併し、約 803 平方キロメートルという広大な面積と、住民サービスのための施設を多く保有するという特殊な要因があります。このため、類似団体との比較はあくまでも参考数値として捉え、地域実情を踏まえ、真に必要な職員数の確保に努める必要があります。

4 計画策定にあたっての基本的な考え方

地方公務員を取り巻く環境は大きく変化しています。令和 5 年度から令和 15 年度にかけて職員の定年が 65 歳まで段階的に引き上げられることにより、引き上げ期間中は、2 年に 1 度しか定年退職者が生じなくなりました。

また役職定年制も導入されたことにより、60 歳到達の年度末以降は管理職から業務担当者として従事することとなり、高齢期職員の活用とモチベーションの維持といった職場環

境の整備も含めた対応が、適正な定員管理においても不可欠となっています。

令和 4 年 6 月 24 日給与能率推進室長通知の「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項について」を踏まえながら、令和 16 年までの適正な定員管理に努めていきます。

また、全国的な公務員人気の低下及び若年層の退職者の増加により、令和 6 年 4 月 1 日時点で目標としていた職員数 248 名を大きく下回る 222 名という現状において、業務能力を維持するために、令和 2 年度から施行された会計年度任用職員制度を活用し、補完することによって、会計年度任用職員の任用数が多くなっており、特に一般行政と保育士については、その傾向が顕著になっています。

更に近年は、メンタル面の不調者や男性の育児休業者が増加しており、これらに迅速かつ効率的に対応するため、会計年度任用職員の確保も非常に重要な要素であることから、会計年度任用職員数については、状況に応じたフレキシブルな対応が必要なことから、特に目標値は定めないこととします。

定員管理適正化計画策定における基本事項

(1) 財政規模からの職員数の算定

令和 5 年度決算における決算額、人件費、その割合は以下のようになっています。

・決算総額：14,489,770 千円・人件費：2,104,308 千円・割合：14.52%

目標となる令和 16 年度における普通会計の総額を 110 億円程度と想定し、人件費割合は 15～16%と想定して任用可能な職員数について検討を行います。

(2) 施設や行政需要からの職員数の算定

振興事務所や幼児園等の施設の統廃合や、権限移譲等の新たな行政需要を想定して、必要な職員数を検討します。

(3) 他の計画との整合性

・揖斐川町第 2 次総合計画や財政計画との整合性を図ります。

・計画期間中において、職員数に大きな影響を及ぼす要因が発生した場合には、計画期間中であっても、随時計画の見直しを行います。

(4) 「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項について」の留意事項（抜粋）

・質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中も一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、退職者補充を基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となる事を想定すべきである。

・新規採用職員の確保にあたっては、職員の年齢構成や退職者等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理が必要である。

5 令和7年度～令和16年度の定員管理適正化計画の内容

計画策定の基本的な考え方を基に、目標となる令和16年4月1日の揖斐川町職員の定員数を243名とします。

令和7年度から令和16年度までの年度別の計画数は次のとおりです。

(1) 全体計画数

(人)

年 度	4月1日職員数	退職者数	新規採用者数	増減数
R6	222	8	11	—
R7	225	11	14	3
R8	228	9	13	3
R9	232	11	14	4
R10	235	12	14	3
R11	237	13	13	2
R12	237	12	13	0
R13	238	9	13	1
R14	242	11	12	4
R15	243	13	13	1
R16	243	—	—	0

(2) 職種別計画数

(人)

区 分		一 般 行政	保育士	保健師	社会福祉士	看護師	技能職	計
R6	4月1日数	159	38	13	1	5	6	222
	定年(61歳)	2	0	1	0	2	0	5
	中途退職	4	0	1	0	0	0	5
	再任用満了	1	0	0	0	0	2	3
	新規採用	7	2	1	1	0	0	11
R7	4月1日数	161	40	13	2	5	4	225
	定年(62歳)	0	0	0	0	0	0	0
	中途退職	6	2	0	0	0	0	8
	再任用満了	3	0	0	0	0	0	3
	新規採用	9	4	1	0	0	0	14

区 分		一 般 行 政	保育士	保健師	社会 福祉士	看護師	技能職	計
R8	4 月 1 日数	161	42	14	2	5	4	228
	定年(62 歳)	4	2	0	0	0	2	8
	中途退職	3	2	0	0	0	0	5
	再任用満了	3	0	0	0	1	0	4
	新規採用	9	4	0	0	0	0	13
R9	4 月 1 日数	164	44	14	2	4	4	232
	定年(63 歳)	0	0	0	0	0	0	0
	中途退職	5	3	0	0	0	0	8
	再任用満了	1	0	1	0	1	0	3
	新規採用	9	4	1	0	0	0	14
R10	4 月 1 日数	167	45	14	2	3	4	235
	定年(63 歳)	6	0	0	0	0	0	6
	中途退職	4	3	0	0	0	0	7
	再任用満了	2	0	1	0	2	0	5
	新規採用	9	4	1	0	0	0	14
R11	4 月 1 日数	170	46	14	2	1	4	237
	定年(64 歳)	0	0	0	0	0	0	0
	中途退職	6	2	0	0	0	0	8
	再任用満了	2	1	0	0	0	2	5
	新規採用	9	4	0	0	0	0	13
R12	4 月 1 日数	171	47	14	2	1	2	237
	定年(64 歳)	0	0	0	0	0	1	1
	中途退職	7	2	0	0	0	0	9
	再任用満了	3	0	0	0	0	0	3
	新規採用	9	4	0	0	0	0	13
R13	4 月 1 日数	170	49	14	2	1	2	238
	定年(65 歳)	0	0	0	0	0	0	0
	中途退職	6	2	0	0	0	0	8
	再任用満了	0	0	0	0	0	1	1
	新規採用	9	4	0	0	0	0	13

区 分		一 般 行 政	保育士	保健師	社会 福祉士	看護師	技能職	計
R14	4 月 1 日数	173	51	14	2	1	1	242
	定年(65 歳)	5	2	0	0	0	0	7
	中途退職	3	1	0	0	0	0	4
	新規採用	8	4	0	0	0	0	12
R15	4 月 1 日数	173	52	14	2	1	1	243
	定年(65 歳)	2	2	1	0	1	0	6
	中途退職	6	1	0	0	0	0	7
	新規採用	8	4	1	0	0	0	13
R16	4 月 1 日数	173	53	14	2	0	1	243

《補足》

・定年は2年に1歳ずつ上がるため、隔年で対象者がいない年があります。

・「中途退職」の算出について

60歳到達時に「一般行政」と「保育士」は半数が短時間勤務又は退職、「保健師」「看護師」「社会福祉士」「技能労務」は65歳までフルで勤務すると仮定しています。

60歳以前の退職者数は過去5年間の実績から算出しています。

・「再任用満了」とは暫定再任用（フル）勤務期間が満了となる65歳到達者の人数を見込んでいます。そのため、定年が65歳となる令和14年度以降はこの項目がありません。

令和7年3月

発行：岐阜県揖斐川町

編集：揖斐川町総務部総務課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

TEL 0585-22-2111 FAX0585-22-4496

ホームページ <http://www.town.ibigawa.lg.jp>